

青い森小売店舗“+Safe”協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では半数以上が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

このような状況は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な取組を行い、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等の設定
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省が実施するアワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

半期に1度程度（6月及び11月を目安に開催する）

5 その他

本協議会の事務局を青森労働局労働基準部健康安全課に置く。

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

本要綱は令和4年10月21日から実施する。

本要綱を令和6年7月17日に一部改定する。

株式会社サンデー

株式会社マエダ

株式会社ユニバース

青森県こども家庭部若者定着還流促進課

青森県商工会議所連合会

青い森介護施設“+Safe”協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では半数以上が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

このような状況は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な取組を行い、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講じることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換
- (2) 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による講演
- (3) 構成員の取組目標等の設定
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止にかかる啓発資料等の作成
- (6) 厚生労働省が実施するアワードへの応募

3 構成員

別紙のとおり

4 開催頻度

半期に1度程度（6月及び11月を目安に開催する）

5 その他

本協議会の事務局を青森労働局労働基準部健康安全課に置く。

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

本要綱は令和4年10月20日から実施する。

本要綱を令和6年7月16日に一部改定する。

本要綱を令和 7 年 7 月 17 日に一部改定する。(別紙改定)

社会福祉法人奥入瀬会

医療法人サンメディコ

社会福祉法人スプリング 特別養護老人ホーム福寿草

社会福祉法人平元会

社会福祉法人緑風会

社会福祉法人津軽富士見会

医療法人仁泉会 介護老人保健施設しもだ

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

公益社団法人青森県老人福祉協会

※下線は、新規構成員